

発委第1号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年3月7日

まんのう町議会

議長 白川 正樹 様

提出者

教育民生常任委員会

委員長 白川 皆男

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書(案)

民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改める旨の規定をしている。

しかし、家族のあり方も多様化し、国においても女性活躍を推進するなど、社会の考え方や価値観も変化しており、現行の規定は社会的変化に合っていないとの指摘もある。

法務省による、2021 年度に実施された夫婦の氏に関する調査では、「夫婦同姓制度維持」が 27.0% 「旧姓の通称使用の法制度を設ける」が 42.2% 「選択的夫婦別姓制度の導入」が 28.9%と報告されている。

現在、名前は個人の尊厳やアイデンティティ、人権に関わるものであり、旧姓の通称使用では根本的な解決にならない。生来の名前で築いたキャリアを改姓で分断せずに済む。一人子同士の結婚などで、親の姓を継ぎたいカップルが法的に夫婦になれる。お互いの氏名とその背景を尊重しながら、男女平等の形式でパートナーシップが結べる。などを理由に選択的夫婦別姓を求める声がある。

しかし他方では、夫婦同姓制度は、夫婦でありながら同じ姓を名乗らない夫婦別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度である。婚姻に際し姓を変えることで職業上不都合が生じる人は、通称名で旧姓使用することが一般化しており、婚姻に際し姓を変更しても関係者等に告知することにより、何の問題も生じない。結婚に際し同じ姓となり、新たな家庭を築く喜びを持つ夫婦の方が圧倒的多数である日本において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければならない合理的理由は何もない。として反対する意見もあり、世論は分かれている。

最高裁判所は 2015 年 12 月の夫婦別姓をめぐる訴訟の判決において、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき事柄に他ならない」との結論を出している。2021 年 6 月の判決においても、同様の結論が示されている。

国におかれては、国会での議論が進展していない現状を踏まえ、選択的夫婦別姓制度について、早期に社会に開かれた形により積極的かつ十分な議論をされるよう強く求める。

以上、地方自治法 第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

香川県まんのう町議会

(送付先)

衆議院・参議院議長	}	殿
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		